



## 増田誠美術館常設展のご案内

ふるさと会館の2階にあります「増田誠美術館」は、今年の4月から都留市博物館「ミュージアム都留」の分館として、開館しています。

### 渡仏前の紹介・・・

少年時代の写真やキャプション、収蔵作品の中から渡仏前の作品を展示

### 渡仏後の紹介・・・

収蔵作品より、「夏」をテーマに描かれた作品を中心に展示

### 版画家としての紹介・・・

画伯が熱中して自ら手がけた各種の版画作品を展示

### 画伯の交友関係紹介・・・

画伯と友好関係にあった作家の作品も展示

### 画伯の遺品紹介・・・

増田曙美夫人より寄贈されている画伯の遺品の数々を展示

上記は、7月から9月まで開催

●開館時間 午前9時～午後4時30分  
(入館は午後4時まで)

●休館日 毎週月曜日(この日が祝祭日の場合は除く)  
祝祭日の翌日・毎月第三火曜日

## 介護慰労金を支給します

### 対象者

寝たきりおよび痴呆の高齢者(昭和11年4月1日までに生まれた方で平成13年4月1日～平成14年3月31日までの間、介護保険の認定が4または5または重度痴呆)を自宅で上記期間中、常時介護(入院やショートステイの合計が3カ月以内)された市内に住所を有する方

### 支給額

○期間中介護保険サービスを利用していない方(年間1週間程度のショートステイ利用は除く)

60,000円(県30,000円 市30,000円)

○期間中介護保険サービスを利用している方

20,000円(県10,000円 市10,000円)

申請については、各地区の民生委員さんをお願いしてありますので、7月10日までに手続きしてください。支給日については、9月末を予定しています。

問合せ先 市福祉事務所 高齢者福祉担当  
☎(46)5112

## ★★★夏休み、特別企画★★★

## さあ！！山さ、いくべー

### ○「すすめ！！たからの山探険隊」

～毎年、ヒミツの場所みつかってるよ～

日 時 7月24日、31日、8月7日、14日、21日(夏休み期間、水曜日開催)  
午前10時～正午 ネイチャーセンターへ午前10時までに集合

持ち物 それぞれの目的にあわせた道具類、帽子、水筒、着替え、がむしゃらさ

### ○「川の中・池の中をのぞいてみよう！！」

～去年は、すごいでっかい、ゲンゴロウみつけたぞ～

日 時 7月28日、8月4日、11日、18日、25日(夏休み期間、日曜日開催)  
午前10時～正午 ネイチャーセンターへ午前10時までに集合

持ち物 着替え、帽子、かご、ぬれてもいい服・靴、水筒、水となかよくなる気持ち

### ○「はっけん！！ぼくらのまち探険隊」

～あんまり、はっけんなかったな～

	午前	午後		午前	午後
7月20日	東桂地区	開地地区	8月10日	谷村地区	三吉地区
7月27日	宝地区	盛里地区	8月17日	禾生一小	禾生二小

(夏休み期間、土曜日開催)

持ち物 帽子、虫とりあみ、かご、水筒

時 間 午前の部 10時～正午 午後の部 1時～3時

集合場所 各地区の小学校のグラウンド

※参加人数に制限はなく、参加料は無料です。天候により開催できない場合がありますので、事前に電話にてご確認ください。

※夏休み自由研究の相談も受け付けています。

申込・問合せ先 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター ☎(45)6222

## 水道課からのお知らせ

### ○水道メータ(量水器)の定期交換について

水道メータの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に市の事業として新しい水道メータに交換しますが、その交換作業は市が委託した都留市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。

交換作業は7月中旬から11月下旬までの間に行う予定ですが、該当世帯にはあらかじめ自治会を通じてお知らせします。お留守の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いいたします。なお、今年度の交換該当地区は、次の通りです。

・川茂・井倉・九鬼・月見ヶ丘・開地・日影・日向  
・上手・朝日馬場・久保・神門・朝日曾峠

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道量水器交換のお知らせ」を郵便受けなどに投函いたします。

※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメータ付近の個人配管工事(止水栓の設置など)をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。

### ○新築などの水道メータ設置までの流れ

水道メータは、水道課から各使用者に対し貸与しているものですが、新設時などの給水申し込みから水道メータ設置までの簡単な流れをお知らせします。

①給水装置工事申込書・水道使用申込書の提出

②設計審査後、工事認可済証の交付

③諸手数料の納入

④工事用臨時水道使用の申込(工事中給水する場合)

⑤工事事業者に対し、仮設メータの貸与

⑥工事検査に合格したら仮設メータを撤去し、使用者に対し水道メータの貸与・通水

問合せ先 水道課 業務担当